

平成 25 年度  
横浜市環境衛生業務実施結果



横浜市保健所

# 環境衛生業務実施結果目次

項目		ページ
I はじめに	.....	1
II 実施期間	.....	1
III 実施結果	.....	1
1 重点取組事項	.....	1
2 監視指導業務	.....	6
3 普及啓発・相談対応	.....	8
4 調査事業	.....	9
5 自主衛生管理の推進	.....	9
IV データ集	.....	10
V 今後の取組みについて	.....	11

# 平成 25 年度 横浜市環境衛生業務実施結果

## I はじめに

横浜市では、安全で快適な市民生活を確保するため、年度ごとに「横浜市環境衛生業務実施計画」を策定しています。

平成 25 年度は、平成 24 年度に引き続きレジオネラ症防止対策や飲用水の衛生対策に取り組むとともに、アフリカ開発会議開催に向けた施設の衛生指導を重点的に行いました。

また、日常生活に密接している理容所や美容所、クリーニング所や公衆浴場等についても、良好な衛生状態を保つよう、定期的に立入指導を行いました。

平成 25 年度の業務実施計画に基づき、取り組んだ内容についてお知らせします。

## II 実施期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

## III 実施結果

業務実施計画に基づく実施結果は次のとおりです。

### 1 重点取組事項

#### (1) レジオネラ症防止対策

##### 【計画の概要】

- 1 社会福祉施設、公共施設におけるレジオネラ症対策
  - (1) 社会福祉施設におけるレジオネラ症防止対策
  - (2) 公共施設におけるレジオネラ症防止対策
- 2 レジオネラ症患者発生届出に基づく施設等環境調査
- 3 レジオネラ症を防止するための技術的管理指針改正の周知

#### 1 社会福祉施設、公共施設におけるレジオネラ症対策

##### (1) 社会福祉施設におけるレジオネラ症防止対策

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設など、多くの高齢者が利用する社会福祉施設に対して立入調査を行い、機械浴槽を含む浴槽設備や加湿器などの適切な維持管理について指導を行いました。

また、施設管理者を対象とした説明会に参加し、設備の管理台帳や維持管理計画などの書類の作成、保管について周知しました。



ア 社会福祉施設立入調査件数（延べ施設数）

	特別養護 老人ホーム	介護老人 保健施設	有料老人 ホーム	その他	合計
立入施設数	120	68	117	26	331

イ 説明会に参加した施設数

	6月10日	6月12日	6月14日	合計
参加施設数	80	81	251	412



(2) 公共施設におけるレジオネラ症防止対策

多数の市民が利用する公共施設においても立入調査を行い、循環式給湯設備や冷却塔、加湿器などの適切な維持管理について指導を行いました。

また、設備の管理台帳や維持管理計画及び実施報告書の提出を求め、管理状況の確認を行いました。

公共施設立入調査件数（延べ施設数）

	地域ケア 施設	地区 センター	スポーツ 関係施設	その他	合計
立入施設数	50	32	33	118	233



社会福祉施設及び公共施設における主な指導事項

- ① 浴槽設備の清掃、消毒、定期的な換水
- ② 中央循環式給湯設備における給湯末端温度の管理及び使用頻度の少ない給湯栓からの放流
- ③ 冷却塔、加湿器の点検、洗浄 など・・・

## 2 レジオネラ症患者発生届出に基づく施設等環境調査

平成 25 年度は医療機関から 34 件のレジオネラ症患者発生届がありました。患者の自宅や利用施設等の環境調査を行い、レジオネラ属菌が検出された施設に対しては、設備の清掃・消毒等を指導し、再発防止に努めました。

調査施設数及びレジオネラ属菌陽性施設数（延べ施設数）

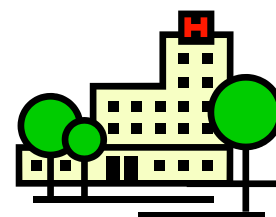
	自宅	旅館・浴場	入院先病院	その他	合計
調査施設数	25	7	2	16	50
レジオネラ属菌陽性施設数	6	3	1	0	10

## 3 レジオネラ症を防止するための技術的管理指針改正の周知

レジオネラに対して立入調査を行い、レジオネラ症を防止するための技術的管理指針の改正について周知するとともに、施設の衛生管理について指導・啓発を行いました。

対象施設及び立入調査件数（延べ施設数）

公衆浴場	359	プール	157
旅館業	205	医療施設	128
特定建築物	579	合計	1,428



### (2) 墓地・納骨堂の許可と適正運営に向けた指導

墓地等の設置にあたっては、計画地の周辺住民から反対を受けることが多く、また、宗教法人などから寄せられる墓地計画相談の中には、安定的な墓地経営の実施に疑念がある計画も少なくありません。

こうした墓地建設に関する紛争や様々な墓地経営の問題に対応するために、横浜市では「墓地等の経営の許可等に関する条例」により、「横浜市墓地等設置財務状況審査会」を設置しています。

審査会は専門の有識者で構成される横浜市の附属機関で、宗教法人などが墓地等の設置を計画する際に、当該墓地計画が安定かつ永続的に経営されるかどうかを判断するため、資金計画や法人の財務状況を審査しています。

平成 25 年度は、財務状況審査会を 5 回開催しました。墓地の経営許可にあたっては、良質で安定経営を行うことのできる墓地を市民に供給できるよう相談者を指導するとともに、住民・事業者間の紛争調整を担う健康福祉局相談調整課と連携して両者の合意形成に努めました。

審査会 開催回数

平成 23 年度	3 回
平成 24 年度	1 回
平成 25 年度	5 回

### (3) 受水槽の衛生対策

#### 【計画の概要】

- 1 小規模受水槽水道等に関する条例の改正について周知啓発を徹底
  - (1) 小規模受水槽水道等の設置者に対する管理状況検査受検指導
  - (2) 小規模受水槽水道の設置者に対する自己点検の実施及び報告の指導
- 2 飲料水健康危機管理対応調査

#### 1 小規模受水槽水道等に関する改正条例についての周知啓発結果

受水槽設置者に対して改正された条例について周知啓発を行い、管理状況検査を受検していない施設への受検指導を行いました。

また、地下式受水槽を除く有効容量が8m<sup>3</sup>以下の小規模受水槽施設に対しては自己点検結果の実施及び報告を求めました。

#### (1) 小規模受水槽水道等に設置者に対する管理状況検査受検指導

平成24年度に管理状況検査を受検しなかった施設に対して、継続的に受検指導を行いました。また、既に廃止している施設に対しては、廃止届出の指導を行いました。

		H24年度 未受検施設 (A)	受検 施設数 (B)	廃止等 施設数 (C)	未受検 施設数 (A)-(B)-(C)	受検率(%) (B/(A-C))
小規模 受水槽 水道	8m <sup>3</sup> 超	143	31	13	99	23.8
	8m <sup>3</sup> 以下(地下式)	182	39	17	126	23.6
簡易給水水道		1	1	0	0	100.0

#### (2) 小規模受水槽水道(地下式を除く8m<sup>3</sup>以下)の自己点検結果報告状況

対象施設数※	報告施設数
6,610	843

※平成26年4月1日現在



#### (3) 簡易専用水道、小規模受水槽水道及び簡易給水水道の管理状況検査の受検施設数及び受検率

		対象 施設数※	受検 施設数	受検率 (%)
簡易専用水道		7,855	6,647	85.4
小規模 受水槽 水道	8m <sup>3</sup> 超	1,163	966	84.0
	8m <sup>3</sup> 以下(地下式)	508	334	61.7
簡易給水水道		12	12	100.0

※平成26年4月1日現在

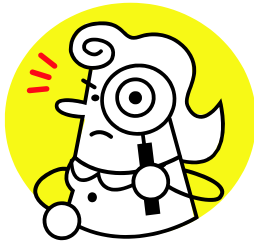
## 2 飲料水健康危機管理対応調査

各区生活衛生課において、健康被害が疑われる水質異常の相談に対して、必要に応じて現場での調査及び設置者への指導を行いました。

相談件数	現場調査件数	指導件数
6	6	3

### (4) アフリカ開発会議開催に向けた監視指導の強化

アフリカの開発をテーマとする国際会議、第5回アフリカ開発会議が、平成25年6月1日から6月3日まで横浜で開催され、39名の国家元首・首脳級を含むアフリカ51カ国、31カ国の開発パートナー諸国及びアジア諸国、72の国際機関等、4,500名以上が参加しました。会議やイベント開催に伴い、多くの出席者が利用するホテルや旅館、イベント会場などの衛生管理について、施設の立入調査を行いました。



#### ～ 立入調査時の監視ポイント ～

- ☆ ホテル、旅館の客室や寝具、浴室、トイレの衛生
- ☆ 施設の温度、湿度、二酸化炭素濃度など
- ☆ 飲み水の衛生（受水槽の管理状況）
- ☆ レジオネラ症防止対策（浴室、給湯設備、冷却塔など）

#### 立入施設数（延べ施設数）

	旅館・ホテル	特定建築物	受水槽水道	その他	合計
立入施設数	36	39	42	20	137

#### 主な指導事項

- ① 寝具類の保管・管理
- ② 空調設備、中央循環式給湯設備の管理 など





## 2 監視指導業務

### (1) 営業関係施設

業種	対象施設数	監視等延べ実施数
旅館業施設	374	205
興行場	86	61
公衆浴場	348	359
理容所	1867	646
美容所	4044	1132
クリーニング所等	2079	798
化製場・死亡獣畜取扱場	2	2
家畜及び家禽舎	198	92
産あい物処理業	1	2
温泉利用許可施設等	63	78
プール・海水浴場	165	161
合計	9,227	3,536



公衆浴場



興行場



海水浴場

### (2) 特定建築物

対象施設数	監視等延べ実施数
1,407	579

579 施設に対して監視指導を行いました。監視の結果、空気環境・空気環境の調整に関する内容で不適である施設があり、特に冬場の相対湿度が低い施設が多いことが分かりました。不適項目については改善指導をしましたが、今後も引き続き改善されたかを確認してまいります。



**特定建築物\***という名称は聞きなれないと思いますが、市民の皆様が日常生活で利用する、百貨店・ショッピングモール・オフィスビル・図書館等の大規模施設が該当します。

※特定建築物・・・「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」において、多数の者が使用し、又は利用する建築物で、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校などの用途に用いられる部分が 3,000m<sup>2</sup> 以上(学校教育法で定められた学校では 8,000m<sup>2</sup> 以上)あるものを「特定建築物」と定義し、法規制の対象としています。



### (3) 建築物登録業

対象施設数	監視等延べ実施数
473	233

233 事業所に対して監視指導を行いました。監視の結果、業務に使用する機械器具の台帳整備や従事者の研修の適正実施といった内容で不適であることが多いことが分かりました。不適項目については改善指導をしましたが、今後も引き続き改善されたかを確認してまいります。

#### 建築物登録業とは

オフィスビル等の大規模な建築物は、維持管理業務を別事業者へ委託して行っていることが多くあります。

委託を受けて維持管理を行う事業者の技術水準を一定以上に保つために登録制度（建築物登録業）が設けられています。

従事者の資格や使用機器等、法律で定める一定の要件を満たしている市内の事業所は、横浜市長の登録を受けることができます。



### (4) 水道施設

	専用水道	簡易専用水道	小規模受水槽水道	簡易給水水道	合計
監視数	128	850	315	14	1,307
施設数	154	7,855	8,281	12	16,302



### 3 普及啓発・相談対応

#### (1) 暮らしの衛生

近年、新築・改築後に建材等から発生する化学物質が原因で、居住者に様々な体調不良が生じていることが指摘されています。

症状が多様で、様々な複合要因が考えられることから、「シックハウス症候群」と呼ばれています。

各区の福祉保健センターではシックハウス問題をはじめ、ダニやカビ、結露など住まいに関する市民の皆様からの相談にお答えしております。

また、シックハウス症候群の原因物質の一つであるホルムアルデヒドについて、簡易測定用吸引ポンプの貸出しを行っています。測定結果に基づき、快適な住まい方の助言を行いました。

その他、両親教室等で住まいの衛生に関する講習会を実施しました。

平成 25 年度は 79 回実施し、受講者は 1,603 名でした。



相談内容	相談件数 (H25 年度)
ホルムアルデヒドなど揮発性有機化合物	44
ダニ・ダニアレルゲン	18
結露・カビ	8
その他暮らしの衛生相談	35
暮らしの衛生相談 合計	105



#### シックハウス症候群とは(厚生労働省ホームページより抜粋)

近年、住宅の高気密化などが進むに従って、建材等から発生する化学物質などによる室内空気汚染等と、それによる健康影響が指摘され、「シックハウス症候群」と呼ばれています。

その症状は、目がチカチカする、鼻水、のどの乾燥、吐き気、頭痛、湿疹など人によってさまざまです。

#### (2) ねずみ・昆虫等の相談

各区の福祉保健センターには、衛生害虫やねずみの駆除に関する事など、身の回りの生活環境に関する相談も数多く寄せられました。

衛生害虫に関するご相談の中でも、一番多く寄せられるのはハチの巣駆除に関する事で、平成 25 年度は 5,602 件のご相談が寄せられました。

各区の福祉保健センターでは巣の駆除を行っておりませんが、自主駆除を御希望される場合の防護服、駆除器材の貸出や適切や駆除方法の助言を行いました。

この他、ねずみ、シロアリ等の駆除についても相談を受けており、ねずみや衛生害虫等の相談件数は 6,715 件でした。



相談内容	相談件数 (H25 年度)
スズメバチ	2,549
アシナガバチ	2,543
ミツバチ	99
その他ハチ	411
ねずみ	1,113
シロアリ	126
合計	6,715

## 4 調査事業

### (1) 温泉実態調査

神奈川県からの依頼に基づき温泉法に基づく許可を受けている市内の源泉及び温泉利用施設について、実態を把握するための調査を平成 25 年 9 月から平成 26 年 3 月にかけて行いました。

### (2) コインオペレーションクリーニング実態調査

コインオペレーションクリーニング施設は、当市において届出の必要はありませんが、衣類を取り扱う上での衛生管理やドライクリーニング溶剤を使用する場合の安全性の確保の重要性から、営業実態等を把握することが必要です。

厚生労働省からの依頼に基づき市内におけるコインオペレーションクリーニング施設について、実態を把握する調査を行い、平成 25 年度は 269 施設を調査しました。

### (3) 新規特定建築物に対する空気環境測定等の立入調査

使用開始してから期間が経過していない特定建築物について、維持管理上の問題点解決及び建築前に行った指導効果の検証を目的に、22 施設に対して空気環境測定等の立入調査を実施しました。所有者等による維持管理体制の確立が不十分であったりする等の問題点が発見された施設には、適切に管理を実施するよう指導しました。

これらの施設については、今後は通常の特定期間として指導を行ってまいります。

## 5 自主衛生管理の推進

環境衛生関係施設の衛生状態を維持するには、構造設備基準及び衛生措置基準の遵守や社会情勢等にあわせた衛生管理が必要であるため、衛生意識の向上を図るとともに自主衛生管理を推進しました。

また、衛生管理状態が良好で環境衛生の向上に特に功労のあった 44 施設を表彰しました。



## IV データ集

### 1 施設の推移

(各年度末現在)

	旅 館	興 行 場	公 衆 浴 場	理 容 所	美 容 所	ク リ ー ニ ン グ 所	墓 地 ・ 火 葬 場 等	プ ー ル 等	温 泉 利 用 施 設	化 製 場 ・ 死 亡 獣 畜 取 扱 場	家 畜 及 び 家 禽 舎	産 あ い 物 処 理 場
平成 21 年度	393	77	382	1,941	3,752	2,502	2,852	191	66	2	188	1
平成 22 年度	380	82	376	1,931	3,821	2,470	2,854	184	64	2	200	1
平成 23 年度	381	83	363	1,921	3,855	2,361	2,910	178	60	2	198	1
平成 24 年度	379	84	353	1,889	3,932	2,205	2,796	181	61	2	197	1
平成 25 年度	374	86	348	1,867	4,044	2,079	2,737	165	63	2	198	1

	特 定 建 築 物	建 築 物 登 録 業	専 用 水 道	簡 易 専 用 水 道	小 規 模 受 水 槽 水 道 8 m 3 超	小 規 模 受 水 槽 水 道 8 m 3 以下	簡 易 給 水 水 道
平成 21 年度	1,340	478	157	8,893	1,472	8,633	15
平成 22 年度	1,361	480	156	8,656	1,371	7,708	14
平成 23 年度	1,387	482	156	8,408	1,262	7,431	14
平成 24 年度	1,404	466	153	8,153	1,202	7,259	14
平成 25 年度	1,407	473	154	7,855	1,163	7,118	12



## 2 監視件数実績

(平成 25 年度実績)

旅館	興行場	公衆浴場	理容所	美容所	クリーニング所	プール等	温泉利用施設	化製場・死亡獣畜取扱場	家畜及び家禽舎	産あい物処理場
205	61	359	646	1132	798	161	78	2	92	2

特定建築物	建築物登録業	専用水道	簡易専用水道	小規模受水槽水道 8m <sup>3</sup> 超	小規模受水槽水道 8m <sup>3</sup> 以下	簡易給水水道
579	233	128	850	62	253	14

## V 今後の取組みについて

レジオネラ症は、高齢者など抵抗力の弱い方が感染しやすく、平成 25 年度は 34 件の患者発生届が出ています。そのため、多数の高齢者が入所・利用する社会福祉施設や公共施設、公衆浴場施設などを中心に、今後も重点的な監視指導が必要です。

また、患者発生に基づく環境調査では、自宅の浴槽からレジオネラ属菌が検出されることがあります。上記施設の管理者だけではなく、一般家庭におけるレジオネラ症防止についても積極的に啓発を行っていきます。

これからも市民の皆様の安全で快適な生活の確保に取り組んでいくため、平成 25 年度の監視指導結果や、近年の感染症等発生事例及び事故事例を検証しながら適切な業務の計画を立て、それに基づく効果的な監視指導を進めてまいります。

